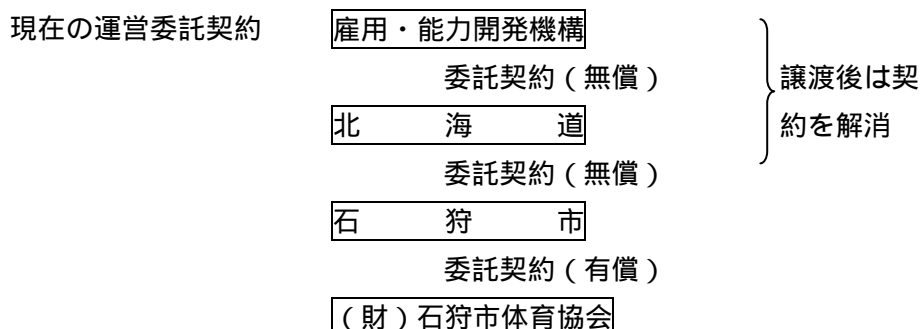


1.(仮)石狩市多目的スポーツ施設使用料について

建設の経緯、管理運営

当該施設は、石狩湾新港地域を中心とした勤労者の福利厚生を目的に、冬期間でも屋外スポーツができる全天候型ドームを雇用・能力開発機構(旧:雇用促進事業団)に要望し、平成11年度に建設されました。設置にあたっては、石狩湾新港地域内で隣接する小樽市を含めた広域的施設としての位置づけから、小樽市の同意を得て石狩市域内に建設しています。



市町村への譲渡

政府の特殊法人改革により、雇用促進事業団が廃止され、平成11年10月に雇用・能力開発機構が設立されました。この移行に伴う業務見直しの結果、同機構は、雇用促進事業団が建設し、運営を行っているすべての勤労者福祉施設(道内での対象施設は107)を平成16年度末までに市町村等へ譲渡する、あるいは取り壊す業務を行うことになり、石狩勤労者総合スポーツ施設(サン・ピレッジいしかり)はその譲渡対象施設となりました。

市町村への譲渡は、公共・公用の目的で引き続き使用するならば、不動産鑑定評価額の5%で行うこととされ、石狩勤労者総合スポーツ施設の提示された譲渡価格は17,482,500円(不動産鑑定評価額3億4,965万円)となっています。

- 今後のスケジュール (3月 機構に対し売り払い申請書の提出)
5月 厚生労働省の認可(譲渡決定)
6月 市議会定例会において購入予算・設置条例(案)を提案
7月 譲渡契約

現在の料金設定

雇用保険特別会計の資金で建設された経緯から、料金は「被保険者等(雇用保険の加入者及びその家族)」と「それ以外の者(自営業者や公務員等雇用保険に加入しない者)」の2つに区分し、「被保険者等」の料金は、「それ以外の者」に比べ2割程度の優遇措置を講じています。

(料金表を参照してください)

利 用 形 態

専用利用 アリーナは、ミニサッカー2面、テニス3面、ゲートボール4面のコートが取れます。その他野球、ソフトボール等の練習で使用できます。(パンフレット参照)
料金表の1/2面、1/3面、1/4面はそれぞれミニサッカー、テニス、ゲートボールの1面分の料金です。
ミーティングルームは、会議室、フィットネス等に利用していただけます。

個人利用 一般開放、トレーニングルーム

新しい料金設定の考え方

この施設は、石狩湾新港地域に通勤する勤労者等のもとより、市内、市外を問わず働くみなさんの福利厚生施設として、広域的利用を目的に設置した施設です。利用実態をみても市外の利用が多く、料金設定を考える上では、利用者のほとんどが市民であるコミュニティセンターや公民館等の公共施設と性格が異なっているものと考え、現行の料金体系を基本に設定しようとするものです。(既定使用料改定案を参照してください。)

現在の料金は、「被保険者等」、「それ以外の者」に区分されていますが、被保険者等の料金に統一したいと考えています。(専用利用における夏期、冬期料金も継続)

2. 住民基本台帳カード交付手数料について

手数料実態調査表では、1件あたりの原価が1,951円と算出されますが、平成15年1月21日付けの総務省自治行政局市町村課長からの通知では、住民基本台帳カードの交付手数料は概ね500円程度が適当とされ、それを超える部分の経費については、所要の交付税措置を講じる予定であるとされていることから、1件あたりの手数料を500円とするものです。